

議案第 5 3 号

大口町刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について

大口町刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例を別紙のように定めるものとする。

令和 6 年 1 1 月 2 9 日提出

大口町長 鈴木 雅 博

(提案理由)

この案を提出するのは、令和 7 年 6 月 1 日に施行される刑法等の一部を改正する法律により、拘禁刑が創設されることに伴い、関係条例の一部を改正するため必要があるからである。

大口町刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例

(大口町個人情報の保護に関する法律施行条例の一部改正)

第1条 大口町個人情報の保護に関する法律施行条例（令和4年大口町条例第38号）の一部を次のように改正する。

附則第3条第3項及び第4項中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

(大口町情報公開・個人情報保護審査会条例の一部改正)

第2条 大口町情報公開・個人情報保護審査会条例（平成18年大口町条例第34号）の一部を次のように改正する。

第17条中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

(大口町職員の給与に関する条例の一部改正)

第3条 大口町職員の給与に関する条例（昭和36年大口村条例第4号）の一部を次のように改正する。

第20条の2第3号及び第4号並びに第20条の3第1項第1号及び第3項第1号中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

(大口町表彰条例の一部改正)

第4条 大口町表彰条例（昭和47年大口町条例第22号）の一部を次のように改正する。

第5条第1号中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

(大口町消防団条例の一部改正)

第5条 大口町消防団条例（昭和51年大口町条例第21号）の一部を次のように改正する。

第6条第1号中「禁固」を「拘禁刑」に改める。

(大口町非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部改正)

第6条 大口町非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例（昭和39年大口町条例第17号）の一部を次のように改正する。

第6条第1号中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

(大口町地下水の保全に関する条例の一部改正)

第7条 大口町地下水の保全に関する条例（平成12年大口町条例第47号）の一部を次のように改正する。

第21条中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、刑法等の一部を改正する法律（令和4年法律第67号。以下「刑法等一部改正法」という。）の施行の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行前にした行為の処罰については、なお従前の例による。
- 3 この条例の施行後にした行為に対して、他の条例の規定によりなお従前の例によることとされ、なお効力を有することとされ、又は改正前若しくは廃止前の条例の規定の例によることとされる罰則を適用する場合において、当該罰則に定める刑に刑法等一部改正法第2条の規定による改正前の刑法（明治40年法律第45号。以下この項において「旧刑法」という。）第12条に規定する懲役（以下「懲役」という。）（有期のものに限る。以下この項において同じ。）、旧刑法第13条に規定する禁錮（以下「禁錮」という。）（有期のものに限る。以下この項において同じ。）又は旧刑法第16条に規定する拘留（以下「旧拘留」という。）が含まれるときは、当該刑のうち懲役又は禁錮はそれぞれその刑と長期及び短期を同じくする有期拘禁刑と、旧拘留は長期及び短期を同じくする拘留とする。
- 4 拘禁刑又は拘留に処せられた者に係る他の条例の規定によりなお従前の例によることとされ、なお効力を有することとされ、又は改正前若しくは廃止前の条例の規定の例によることとされる人の資格に関する法令の規定の適用については、無期拘禁刑に処せられた者は無期禁錮に処せられた者と、有期拘禁刑に処せられた者は刑期を同じくする有期禁錮に処せられた者と、拘留に処せられた者は刑期を同じくする旧拘留に処せられた者とみなす。
- 5 禁錮以上の刑が定められている犯罪につき起訴された者は、拘禁刑以上の刑が

定められている犯罪につき起訴された者とみなす。

大口町個人情報の保護に関する法律施行条例の一部改正新旧対照表（第1条関係）

新	旧
<p>（大口町個人情報保護条例の廃止に伴う経過措置）</p> <p style="text-align: center;">附 則</p> <p>第3条 略</p> <p>（1）・（2）略</p> <p>2 略</p> <p>3 次に掲げる者が、正当な理由がないのに、この条例の施行前において旧実施機関が保有していた個人の秘密に属する事項が記録された旧保有個人情報を含む情報の集合物であって、一定の事務又は業務の目的を達成するために特定の旧保有個人情報を電子計算機を用いて検索することができるように体系的に構成したもの（その全部又は一部を複製し、又は加工したものを含む。）をこの条例の施行後に提供したときは、2年以下の<u>拘禁刑</u>又は100万円以下の罰金に処する。</p> <p>（1）・（2）略</p> <p>4 前項各号に掲げる者が、その業務に関して知り得たこの条例の施行前において旧実施機関が保有していた旧保有個人情報をこの条例の施行後に自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときは、1年以下の<u>拘禁刑</u>又は50万円以下の罰金に処する。</p> <p>5 略</p>	<p>（大口町個人情報保護条例の廃止に伴う経過措置）</p> <p style="text-align: center;">附 則</p> <p>第3条 略</p> <p>（1）・（2）略</p> <p>2 略</p> <p>3 次に掲げる者が、正当な理由がないのに、この条例の施行前において旧実施機関が保有していた個人の秘密に属する事項が記録された旧保有個人情報を含む情報の集合物であって、一定の事務又は業務の目的を達成するために特定の旧保有個人情報を電子計算機を用いて検索することができるように体系的に構成したもの（その全部又は一部を複製し、又は加工したものを含む。）をこの条例の施行後に提供したときは、2年以下の<u>懲役</u>又は100万円以下の罰金に処する。</p> <p>（1）・（2）略</p> <p>4 前項各号に掲げる者が、その業務に関して知り得たこの条例の施行前において旧実施機関が保有していた旧保有個人情報をこの条例の施行後に自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときは、1年以下の<u>懲役</u>又は50万円以下の罰金に処する。</p> <p>5 略</p>

大口町情報公開・個人情報保護審査会条例の一部改正新旧対照表（第2条関係）

新	旧
<p>（罰則）</p> <p>第17条 第4条第5項の規定に違反して秘密を漏らした者は、1年以下の<u>拘禁刑</u>又は50万円以下の罰金に処する。</p>	<p>（罰則）</p> <p>第17条 第4条第5項の規定に違反して秘密を漏らした者は、1年以下の<u>懲役</u>又は50万円以下の罰金に処する。</p>

大口町職員の給与に関する条例の一部改正新旧対照表（第3条関係）

新	旧
<p>(期末手当)</p> <p>第20条 略</p> <p>第20条の2 略</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>(3) 基準日前1か月以内又は基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に離職した職員（前2号に掲げる者を除く。）で、その離職した日から当該支給日の前日までの間に<u>拘禁刑</u>以上の刑に処せられたもの</p> <p>(4) 次条第1項の規定により期末手当の支給を一時差し止める処分を受けた者（当該処分を取り消された者を除く。）で、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し<u>拘禁刑</u>以上の刑に処せられたもの</p> <p>第20条の3 略</p> <p>(1) 離職した日から当該支給日の前日までの間に、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関して、その者が起訴（当該起訴に係る犯罪について<u>拘禁刑</u>以上の刑が定められているもの）に限り、刑事訴訟法（昭和23年法律第131号）第6編に規定する略式手続によるものを除く。第3項において同じ。）をされ、その判決が確定していない場合</p> <p>(2) 略</p> <p>2 略</p> <p>3 略</p> <p>(1) 一時差止処分を受けた者が当該一時差止処分の理由となった行為に係る刑事事件に関し<u>拘禁刑</u>以上の刑に処せられなかった場合</p> <p>(2)・(3) 略</p> <p>4～6 略</p>	<p>(期末手当)</p> <p>第20条 略</p> <p>第20条の2 略</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>(3) 基準日前1か月以内又は基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に離職した職員（前2号に掲げる者を除く。）で、その離職した日から当該支給日の前日までの間に<u>禁錮</u>以上の刑に処せられたもの</p> <p>(4) 次条第1項の規定により期末手当の支給を一時差し止める処分を受けた者（当該処分を取り消された者を除く。）で、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し<u>禁錮</u>以上の刑に処せられたもの</p> <p>第20条の3 略</p> <p>(1) 離職した日から当該支給日の前日までの間に、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関して、その者が起訴（当該起訴に係る犯罪について<u>禁錮</u>以上の刑が定められているもの）に限り、刑事訴訟法（昭和23年法律第131号）第6編に規定する略式手続によるものを除く。第3項において同じ。）をされ、その判決が確定していない場合</p> <p>(2) 略</p> <p>2 略</p> <p>3 略</p> <p>(1) 一時差止処分を受けた者が当該一時差止処分の理由となった行為に係る刑事事件に関し<u>禁錮</u>以上の刑に処せられなかった場合</p> <p>(2)・(3) 略</p> <p>4～6 略</p>

大口町表彰条例の一部改正新旧対照表（第4条関係）

新	旧
<p>（欠格事項）</p> <p>第5条 略</p> <p>(1) <u>拘禁刑</u>以上の刑に処せられた者</p> <p>(2)～(4) 略</p>	<p>（欠格事項）</p> <p>第5条 略</p> <p>(1) <u>禁錮</u>以上の刑に処せられた者</p> <p>(2)～(4) 略</p>

大口町消防団条例の一部改正新旧対照表（第5条関係）

新	旧
<p>（欠格事項）</p> <p>第6条 略</p> <p>(1) <u>拘禁刑</u>以上の刑に処せられ、その執行を終るまでの者</p> <p>(2)～(4) 略</p>	<p>（欠格事項）</p> <p>第6条 略</p> <p>(1) <u>禁固</u>以上の刑に処せられ、その執行を終るまでの者</p> <p>(2)～(4) 略</p>

大口町非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部改正新旧対照表（第6条関係）

新	旧
<p>（退職報償金支給の制限）</p> <p>第6条 略</p> <p>(1) <u>拘禁刑</u>以上の刑に処せられた者</p> <p>(2)～(5) 略</p>	<p>（退職報償金支給の制限）</p> <p>第6条 略</p> <p>(1) <u>禁錮</u>以上の刑に処せられた者</p> <p>(2)～(5) 略</p>

大口町地下水の保全に関する条例の一部改正新旧対照表（第7条関係）

新	旧
<p>（罰則）</p> <p>第21条 次の各号のいずれかに該当する者は、1年以下の<u>拘禁刑</u>又は100万円以下の罰金に処する。</p> <p>(1)～(3) 略</p>	<p>（罰則）</p> <p>第21条 次の各号のいずれかに該当する者は、1年以下の<u>懲役</u>又は100万円以下の罰金に処する。</p> <p>(1)～(3) 略</p>

改 正 要 旨

1 改正の背景

令和7年6月1日から施行される刑法等の一部を改正する法律により、「拘禁刑」が創設されます。これにより、「懲役」及び「禁固（「禁錮」、「禁こ」を含む。）」が廃止されることとなるため、関係条例の一部を改正します。

2 改正の概要

字句の改正により、「懲役」及び「禁固（「禁錮」、「禁こ」を含む。）」を「拘禁刑」に改めます。

3 施行期日

刑法等の一部を改正する法律の施行日から施行します。なお、この条例の施行の日前の行為の処罰については、従前の例によるものとします。